

# 奈良市公報

号外第9号

平成18年4月28日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 条 例

○奈良市表彰条例の一部を改正する条例	1
○奈良市結核診査協議会条例の一部を改正する条例	1
○奈良市国民保護協議会条例	1
○奈良市国民保護対策本部及び奈良市緊急対処事態対策本部条例	2
○奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
○奈良市都祁村史発行基金条例を廃止する条例	3
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
○奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	3
○奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	3
○地区画整理法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	4
○戸籍事項の無料証明に関する条例の一部を改正する条例	4
○奈良市行政組織条例の一部を改正する条例	4
○奈良市行政手続条例の一部を改正する条例	5
○奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
○奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	14
○奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例	20
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例	23
○奈良市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例	24
○奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例	24
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例	24
○奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	25
○奈良市シルクロード博記念館条例の一部を改正する条例	25
○なら奈良館条例の一部を改正する条例	25
○奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例	25
○奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部を改正する条例	26
○奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す	

る条例	26
○奈良市介護保険条例の一部を改正する条例	27
○奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例	29
○奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	29
○奈良市税条例の一部を改正する条例	30
○奈良市立診療所諸料金条例等の一部を改正する条例	34
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	35
○奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	35

### 条 例

奈良市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第1号

奈良市表彰条例の一部を改正する条例

奈良市表彰条例(昭和33年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「市の職員又は消防団若しくは水防団」を「消防団」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年3月24日掲示済)

奈良市結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第2号

奈良市結核診査協議会条例の一部を改正する条例

奈良市結核診査協議会条例(平成13年奈良市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、緊急の議事があるときは、通信による連絡方法を用いて審議することができる。

第5条第3項中「出席委員」の次に「(前項ただし書きの場合には審議した委員)」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年3月24日掲示済)

奈良市国民保護協議会条例をここに公布する。

<p>平成18年3月24日</p> <p>奈良市長 藤原昭</p> <p><b>奈良市条例第3号</b></p> <p>奈良市国民保護協議会条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、奈良市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長の職務代理)</p> <p>第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第5条 協議会に、幹事を置く。</p> <p>2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(平成18年3月24日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市国民保護対策本部及び奈良市緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。</p> <p>平成18年3月24日</p> <p>奈良市長 藤原昭</p>	<p><b>奈良市条例第4号</b></p> <p>奈良市国民保護対策本部及び奈良市緊急対処事態対策本部条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）。以下「法」という。) 第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、奈良市国民保護対策本部及び奈良市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。</p> <p>2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。</p> <p>3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。</p> <p>4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。</p> <p>5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。</p> <p>2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。</p> <p>(部)</p> <p>第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。</p> <p>2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。</p> <p>3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。</p> <p>4 部長は、部の事務を掌理する。</p> <p>(現地対策本部)</p> <p>第5条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。</p> <p>(準用)</p> <p>第7条 第2条から前条までの規定は、奈良市緊急対処事態対策本部について準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(平成18年3月24日掲示済)</p>
--	---

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第5号

奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例及び災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例  
(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1防災会議の項の次に次のように加える。

国民保護協議会	委員	日額 10,000円
	幹事	日額 9,500円

(災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 災害派遣手当の支給に関する条例(平成8年奈良市条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 災害派遣手当等の支給に関する条例

第1条中「第32条第1項」の次に「(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「災害派遣手当」の次に「及び武力攻撃災害等派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)」を加える。

第2条(見出しを含む。)及び第3条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年3月24日掲示済)

奈良市都祁村史発行基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第6号

奈良市都祁村史発行基金条例を廃止する条例

奈良市都祁村史発行基金条例(平成17年奈良市条例第22号)は、廃止する。

#### 附則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(平成18年3月24日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第7号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年3月24日掲示済)

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第8号

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成13年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条第4号及び第5号を削り、同条を第18条とする。  
第20条を第19条とする。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成18年3月24日掲示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第9号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、同条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、市長」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長」に改める。

第6条第1項第1号ア中「50歳」を「60歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

<p>(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(ウ) 知的障害(イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>第6条第1項第1号ウ中「第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の」を「第2条第1項に規定する戦傷病者でその」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>第6条第4項第2号アを次のように改める。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までであるもの</p> <p>第6条第4項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</p> <p>別表の1の表第8号市営住宅の項及び別表の2の表第8号市営住宅児童遊園の項を削る。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第1号アの改正規定は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に50歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第6条第1項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年3月24日掲示済)</p> <hr/> <p>土地区画整理法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する</p>	<p>条例をここに公布する。</p> <p>平成18年3月24日</p> <p>奈良市長 藤原昭</p> <p><b>奈良市条例第10号</b></p> <p>土地区画整理法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>次に掲げる条例の規定中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。</p> <p>(1) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（昭和63年奈良市条例第21号）第1条</p> <p>(2) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成11年奈良市条例第28号）第1条</p> <p>(3) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例（昭和63年奈良市条例第22号）第1条</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年3月24日掲示済)</p> <hr/> <p>戸籍事項の無料証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成18年3月24日</p> <p>奈良市長 藤原昭</p> <p><b>奈良市条例第11号</b></p> <p>戸籍事項の無料証明に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>戸籍事項の無料証明に関する条例（昭和29年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則に次の1項を加える。</p> <p>3 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第83条の規定に基づき、救済給付若しくは特別遺族給付金の支給を受けようとする者又はこれらの者以外の死亡労働者等の遺族の戸籍に関する証明事務についての手数料は、無料とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年3月24日掲示済)</p> <hr/> <p>奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成18年3月31日</p> <p>奈良市長 藤原昭</p> <p><b>奈良市条例第12号</b></p> <p>奈良市行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>奈良市行政組織条例（平成13年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条の見出しを「(公室及び部の設置)」に改め、同条中「次の部」を「次の公室及び部」に、「総務部」を「市長公室」に、「財務部」を「総務部」に、</p>
---	--

「経済部」を「文化経済部」に改める。

第2条中「部の分掌事務」を「公室及び部の分掌事務」に改め、同条総務部の部分を次のように改める。

市長公室

- (1) 秘書及び涉外に関すること。
  - (2) 職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関するこ  
と。
  - (3) 組織及び事務の管理に関すること。
  - (4) 広報及び広聴に関するこ  
と。
  - (5) 情報公開及び個人情報の保護に関するこ  
と。
- 第2条企画部の部分の第2号中「特命による」を削り、同部分中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、同条財務部の部分中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次の2号を加える。
- (3) 統計、条例の立案その他の文書管理に関するこ  
と。
  - (4) 情報化に関するこ  
と。

第2条財務部の部分に次の1号を加え、同部分を総務部の部分とする。

- (8) 公室及び他の部の主管に属しないこと。

第2条市民生活部の部分中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 危機管理及び防災に関するこ  
と。
- (7) 市民の安全その他の市民生活に関するこ  
と。
- (8) 市民の地域活動に関するこ  
と。

第2条市民生活部の部分中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 出張所に関するこ  
と。

第2条経済部の部分中「経済部」を「文化経済部」に改め、同部分の第1号中「及び商工業」を削り、同部分中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 文化振興及び国際交流に関するこ  
と。
- (3) 商工業に関するこ  
と。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第13号

奈良市行政手続条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第14号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

- (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)附則第6項
- (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)附則第5項
- (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)附則第4項
- (4) 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)附則第5項

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第15号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第7条第4項から第8項までを次のように改める。

4 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。

7 前3項の規定において、職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けている職員で、勤務成績が特に良好であるもの等につい

ては、第4項の規定を準用して、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額を超えて、市長が規則で定めるところにより、昇給させることができる。	に改め、同条第3項中「給料・扶養手当」を「給料、扶養手当」に、「100分の10」を「100分の15」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。
8 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。 第7条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。	第16条の2(見出しを含む。)及び第20条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 第3章の章名中「及び調整手当」を「及び地域手当」に改める。	第24条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。
第16条の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の7」を「100分の10」	第25条第2項中「市長の」を「市長が規則で」に改め、同項第1号及び同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
別表(第5条関係)	第28条第2項から第4項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号	給	給料月額	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200	
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400	
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600	
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800	
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000	
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500	
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000	
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500	
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000	
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900	
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800	
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700	
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500	
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000	
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500	
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000	
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500	
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,300	516,900	571,700	
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900	
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100	
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300	
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700		
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200		
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700		
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000		
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200		
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400		
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600		
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800		
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700		
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600		
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500		

	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
再任 用職 員以 外の 職員	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200					
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					

## 奈良市公報

号外第9号

平成18年4月28日  
(金曜日)

	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
	86	240,100	296,400	345,300	386,800						
	87	240,800	296,800	345,800	387,400						
	88	241,500	297,200	346,300	388,000						
	89	242,300	297,500	346,700	388,700						
	90	242,800	297,900	347,200	389,300						
	91	243,300	298,300	347,700	389,900						
	92	243,800	298,700	348,200	390,500						
	93	244,100	298,900	348,500	391,200						
	94		299,300	349,000							
	95		299,700	349,500							
	96		300,100	350,000							
	97		300,300	350,300							
	98		300,700	350,800							
	99		301,100	351,300							
	100		301,500	351,800							
	101		301,700	352,100							
	102		302,100	352,500							
	103		302,500	352,900							
	104		302,900	353,300							
	105		303,100	353,800							
	106		303,500	354,200							
	107		303,900	354,600							
	108		304,300	355,000							
	109		304,500	355,500							
	110		304,900	355,900							
	111		305,300	356,300							
	112		305,700	356,700							
	113		305,900	357,200							
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2つの職務の級が掲げられているときは、市長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において奈良市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けている号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（市長が定める職員にあっては、市長が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 第2項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

5 切替日の前日において、給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は市長が規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号給等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例又は附則第13項の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年奈良市条例第4号。以下「平成15年改正条例」という。）附則第2項及びこれらに基づき市長が定める規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員

で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第22条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第15号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条第2項	100分の10	100分の10を超えない範囲内で、市長が規則で定める割合
第16条第3項	100分の15	100分の15を超えない範囲内で、市長が規則で定める割合

(委任)

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平成15年改正条例の一部改正)

14 平成15年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

15 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例（平成10年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

16 公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正) 17 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。 第6条を次のように改める。 (職務復帰後における給与等の取扱い) 第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、市長が規則で定めところにより、号給を調整することができる。		改正する。 第7条の次に4条を加える改正規定のうち第7条の5第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。 (奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正) 22 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。 第2条、第4条(見出しを含む。)及び第5条中「調整手当」を「地域手当」に改める。 (奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正) 23 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。 第2条第3項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。 第5条の2(見出しを含む。)中「調整手当」を「地域手当」に改める。																																																																																																																																																																																																																																											
(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正) 18 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項、第5条(見出しを含む。)及び第6条中「調整手当」を「地域手当」に改める。 (教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正) 19 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。 第2条、第4条(見出しを含む。)及び第5条中「調整手当」を「地域手当」に改める。 (奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正) 20 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条、第4条(見出しを含む。)及び第6条中「調整手当」を「地域手当」に改める。 (奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正) 21 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号)の一部を次のように		附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)																																																																																																																																																																																																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧 級</th><th>新 級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>1 級</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>2 級</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>3 級</td></tr> <tr> <td>4 級</td><td>4 級</td></tr> <tr> <td>5 級</td><td>5 級</td></tr> <tr> <td>6 級</td><td>6 級</td></tr> <tr> <td>7 級</td><td>7 級</td></tr> <tr> <td>8 級</td><td>8 級</td></tr> <tr> <td>9 級</td><td>9 級</td></tr> <tr> <td>10 級</td><td>10 級</td></tr> <tr> <td>11 級</td><td></td></tr> </tbody> </table>	旧 級	新 級	1 級	1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	4 級	5 級	5 級	6 級	6 級	7 級	7 級	8 級	8 級	9 級	9 級	10 級	10 級	11 級																																																																																																																																																																																																																				
旧 級	新 級																																																																																																																																																																																																																																												
1 級	1 級																																																																																																																																																																																																																																												
2 級	2 級																																																																																																																																																																																																																																												
3 級	3 級																																																																																																																																																																																																																																												
4 級	4 級																																																																																																																																																																																																																																												
5 級	5 級																																																																																																																																																																																																																																												
6 級	6 級																																																																																																																																																																																																																																												
7 級	7 級																																																																																																																																																																																																																																												
8 級	8 級																																																																																																																																																																																																																																												
9 級	9 級																																																																																																																																																																																																																																												
10 級	10 級																																																																																																																																																																																																																																												
11 級																																																																																																																																																																																																																																													
附則別表第2 職員の号級の切替表(附則第3項関係)																																																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧号給</th><th>旧 級 経過期間</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th><th>9級</th><th>10級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1</td><td>3月未満</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>6</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>6月以上9月未満</td><td></td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>7</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>9月以上12月未満</td><td></td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>8</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>12月以上</td><td></td><td></td><td>5</td><td>1</td><td>9</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="5">2</td><td>3月未満</td><td>1</td><td>25</td><td>5</td><td>1</td><td>9</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td><td>2</td><td>26</td><td>6</td><td>2</td><td>10</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>6月以上9月未満</td><td>3</td><td>27</td><td>7</td><td>3</td><td>11</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>9月以上12月未満</td><td>4</td><td>28</td><td>8</td><td>4</td><td>12</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>12月以上</td><td>5</td><td>29</td><td>9</td><td>5</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="5">3</td><td>3月未満</td><td>5</td><td>29</td><td>9</td><td>5</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td><td>6</td><td>30</td><td>10</td><td>6</td><td>14</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>6月以上9月未満</td><td>7</td><td>31</td><td>11</td><td>7</td><td>15</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>9月以上12月未満</td><td>8</td><td>32</td><td>12</td><td>8</td><td>16</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>12月以上</td><td>9</td><td>33</td><td>13</td><td>9</td><td>17</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td rowspan="5">4</td><td>3月未満</td><td>9</td><td>33</td><td>13</td><td>9</td><td>17</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td><td>10</td><td>34</td><td>14</td><td>10</td><td>18</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>6月以上9月未満</td><td>11</td><td>35</td><td>15</td><td>11</td><td>19</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>9月以上12月未満</td><td>12</td><td>36</td><td>16</td><td>12</td><td>20</td><td>8</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>12月以上</td><td>13</td><td>37</td><td>17</td><td>13</td><td>21</td><td>9</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>		旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
旧号給	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																																																																																																																																																																																																		
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		

5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	

## 奈良市公報

平成18年4月28日  
(金曜日)

号外第9号

17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						

29	3月未満		113							
	3月以上6月未満		114							
	6月以上9月未満		115							
	9月以上12月未満		116							
	12月以上		117							
30	3月未満		117							
	3月以上6月未満		118							
	6月以上9月未満		119							
	9月以上12月未満		120							
	12月以上		121							
31	3月未満		121							
	3月以上6月未満		122							
	6月以上9月未満		123							
	9月以上12月未満		124							
	12月以上		125							
32	3月未満		125							
	3月以上6月未満		125							
	6月以上9月未満		125							
	9月以上12月未満		125							
	12月以上		125							

附則別表第3 旧級が11級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

旧号給	新級 経過期間	9級		10級	
		9級	10級	9級	10級
1	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
2	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
3	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
4	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
5	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
6	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	1		1	
	6月以上9月未満	1		1	
	9月以上12月未満	1		1	
	12月以上	1		1	
7	3月未満	1		1	
	3月以上6月未満	2		1	
	6月以上9月未満	3		1	
	9月以上12月未満	4		1	
	12月以上	5		1	

8	3月末満	5	1
	3月以上6月末満	6	1
	6月以上9月末満	7	1
	9月以上12月末満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月末満	9	1
	3月以上6月末満	10	1
	6月以上9月末満	11	1
	9月以上12月末満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月末満	13	1
	3月以上6月末満	14	1
	6月以上9月末満	15	1
	9月以上12月末満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月末満	17	1
	3月以上6月末満	18	1
	6月以上9月末満	19	1
	9月以上12月末満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月末満	21	1
	3月以上6月末満	22	2
	6月以上9月末満	23	3
	9月以上12月末満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月末満	25	5
	3月以上6月末満	26	6
	6月以上9月末満	27	7
	9月以上12月末満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月末満	29	9
	3月以上6月末満	30	10
	6月以上9月末満	31	11
	9月以上12月末満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月末満	33	13
	3月以上6月末満	34	13
	6月以上9月末満	35	13
	9月以上12月末満	36	14
	12月以上	37	14

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

**奈良市条例第16号**

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条の3」に改める。

第2条の2第2項中「から第5条まで」を「及び第7条の5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

（一般の退職手当）

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条か

ら第5条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120  
第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号

中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)又は20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「退職した者に」を「退職した者で」に、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第5条第1項に規定する者」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2 第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2 第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2 第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)  
第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第9条第4項、第10条第3項又は第15条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職

- したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第10条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。
- (1) 職員としての引き続いた在職期間
  - (2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
  - (3) 第8条第5項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
  - (4) 第8条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (5) 第8条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
  - (6) 第8条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (7) 第8条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
  - (8) 第8条第5項第6号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (9) 第8条第5項第7号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
  - (10) 第8条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
  - (11) 第9条第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
  - (12) 第9条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
  - (13) 第9条第3項第1号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職

員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

- (14) 第9条第3項第2号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第9条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第9条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第9条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第9条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

第7条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第7条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におい

		て定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も高いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の	(1) 第1号区分 54,150円 (2) 第2号区分 50,000円 (3) 第3号区分 45,850円 (4) 第4号区分 41,700円 (5) 第5号区分 33,350円 (6) 第6号区分 25,000円 (7) 第7号区分 20,850円 (8) 第8号区分 16,700円 (9) 第9号区分 零
第7条の2 第1項	第5条の2 第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の	2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。
第7条の2 第1号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額 (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
第7条の2 第2号	特定減額前 給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	
	第5条の2 第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ	
	及び退職日 給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合	

## (退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の

5 前各項に定めるものほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日ににおけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

第8条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間について、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

第8条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同項第2号中「(昭和40年法律第124号)」、「(昭和45年法律第82号)」及び「(昭和47年法律第66号)」を削り、同条第6項中「前5項」を「前各項」に、「第5条第1項の規定による退職手当」を「第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額」に改め、同条第7項中「第5条第3項又は第12条の規定による」を「前条又は第12条の規定により」に改め、同条第8項中「規定による」を「規定により」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第9条第7項中「第8条第4項」を「第7条の4第1項」に改める。

第10条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で規則で定めるもの

第14条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第14条の3第1項において同

じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第14条の2第1項及び第5項並びに第14条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第8項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第9項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第10項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第13項中「第11項」を「第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則中第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の5第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項まで並びに附則第7条の規定による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年奈良市条例第10号。以下この条及び次条において「条例第10号」という。)附則第3項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第8項から第10項まで、附則第4条、附則第5条並びに附則第7条の規定による改正後の条例第10号附則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第8条第5項及び第6項並びに第9条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として市長が定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項まで並びに附則第7条の規定による改正前の条例第10号附則第3項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

ア 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

ア 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

ア 新条例第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けた給料月

額」とあるのは、「受けた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号)附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

第5条 新条例第7条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間(	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関連必要な経過措置は、市長が定める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の待遇等に関する条例(平成10年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例(平成14年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第8条第4項」を「第7条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第18条中「第8条第4項」を「第7条の4第1項」に改める。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第8条第4項」を「第7条の4第1項及び第8条第4項」に、「同項」を「同条例第7条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員の退職手当に関する条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第11条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を第4項とし、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第7条に次の1項を加える。

5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の6を乗じて得た額とする。

附則第6項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第12条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第6条に次の1項を加える。

5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の6を乗じて得た額とする。

附則第5項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

（奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正）

第13条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（平成4年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を第4項とし、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第7条に次の1項を加える。

5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の6を乗じて得た額とする。

附則第4項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

（奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正）

第14条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 退職手当の額は、次項の規定により計算した退職手当の基本額に、第5項の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第6条に次の1項を加える。

5 退職手当の調整額は、第3項の規定により計算した退職手当の基本額に100分の6を乗じて得た額とする。

附則第5項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

（平成18年3月31日掲示済）

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市条例第17号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第26条の規定に基づき、職員に対して支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（手当の支給及び種類）

第2条 手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常にない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事した職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

2 手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 嘉勵手当
- (2) 行旅病人処理手当
- (3) 行旅死亡人処理手当
- (4) 往診手当
- (5) 火葬作業手当

(6) 清掃勤務手当	おいて規則で定める。 (清掃勤務手当)
(7) し尿処理作業手当	第8条 清掃勤務手当は、環境清美部に勤務する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(8) 美化清掃業務手当	2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。 (し尿処理作業手当)
(9) 廃棄物等処理作業手当	第9条 し尿処理作業手当は、し尿処理業務に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(10) 大型ごみ業務手当	2 前項の手当の額は、日額540円を超えない範囲内において規則で定める。 (美化清掃業務手当)
(11) 廃棄物等現場指導業務手当	第10条 美化清掃業務手当は、環境清美部に勤務する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(12) 動物死体収集作業手当	2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。 (廃棄物等処理作業手当)
(13) 大型特殊自動車等運転手当	第11条 廃棄物等処理作業手当は、廃棄物又は再生資源の収集、運搬又は処分の作業に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(14) 環境検査手当	2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。 (大型ごみ業務手当)
(15) 下水処理作業手当	第12条 大型ごみ業務手当は、大型ごみ業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(16) 道路舗装等作業手当	2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,500円を超えない範囲内において規則で定める。 (廃棄物等現場指導業務手当)
(17) 夜間業務手当	第13条 廃棄物等現場指導業務手当は、廃棄物処理施設又は廃棄物が不法投棄されている現場等において、検査、指導又は監視業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(18) 過重作業手当	2 前項の手当の額は、日額500円を超えない範囲内において規則で定める。 (動物死体収集作業手当)
(19) 危険手当	第14条 動物死体収集作業手当は、動物死体収集作業に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する。
(20) 消防技術手当	2 前項の手当の額は、日額800円を超えない範囲内において規則で定める。 (大型特殊自動車等運転手当)
(21) 救助手当	第15条 大型特殊自動車等運転手当は、規則で定める大型特殊自動車等の運転業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。
(22) 救急手当	2 前項の手当の額は、日額500円を超えない範囲内にお
(23) 水火災出動手当	
(24) 消防調査手当	
(25) 消防夜間業務手当	
(26) 保育手当	
(27) 外務手当	
(28) 災害復旧業務手当	
(29) 年末年始勤務手当	
(30) 産業医手当  (奨励手当)	
第3条 奨励手当は、市税、国民健康保険料又は介護保険料の滞納処分等に関する業務に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する。	
2 前項の手当の額は、1件につき250円を超えない範囲内において規則で定める。 (行旅病人処理手当)	
第4条 行旅病人処理手当は、行旅病人の収容に従事した職員に支給する。	
2 前項の手当の額は、1件につき700円を超えない範囲内において規則で定める。 (行旅死亡人処理手当)	
第5条 行旅死亡人処理手当は、行旅死亡人の収容に従事した職員に支給する。	
2 前項の手当の額は、1件につき1,500円を超えない範囲内において規則で定める。 (往診手当)	
第6条 往診手当は、往診の業務に従事した医師である職員に支給する。	
2 前項の手当の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算出した往診料の半額とする。 (火葬作業手当)	
第7条 火葬作業手当は、火葬場において火葬作業に従事する職員に支給する。	
2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内に	

<p>いて規則で定める。</p> <p>(環境検査手当)</p> <p>第16条 環境検査手当は、市域の水質又は大気に関する試験又は検査業務に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(下水処理作業手当)</p> <p>第17条 下水処理作業手当は、下水処理作業に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(道路舗装等作業手当)</p> <p>第18条 道路舗装等作業手当は、道路の舗装、補修等の作業に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(夜間業務手当)</p> <p>第19条 夜間業務手当は、正規の勤務として夜勤の業務に従事した職員（消防吏員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(過重作業手当)</p> <p>第20条 過重作業手当は、担当区域外の廃棄物又は再生資源の収集作業その他の規則で定める作業に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額で定めるものについては3,500円を、勤務1回につきで定めるものについては5,250円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(危険手当)</p> <p>第21条 危険手当は、消防吏員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防技術手当)</p> <p>第22条 消防技術手当は、次に掲げる消防吏員に支給する。</p> <p>(1) 消防長が選定した1級機関員</p> <p>(2) 消防長が選定した2級機関員</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 勤務1回につき150円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 勤務1回につき100円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(救助手当)</p> <p>第23条 救助手当は、救助作業又は救助訓練に従事した消防吏員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき150円を超えない</p>	<p>範囲内において規則で定める。</p> <p>(救急手当)</p> <p>第24条 救急手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で救急業務に従事したもの</p> <p>(2) 前号に規定する消防吏員以外の消防吏員で救急業務に従事したもの</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 1件につき510円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1件につき100円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(水火災出動手当)</p> <p>第25条 水火災出動手当は、水火災現場に出動した消防吏員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、1件につき150円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防調査手当)</p> <p>第26条 消防調査手当は、火災原因調査に従事した消防吏員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、1件につき100円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防夜間業務手当)</p> <p>第27条 消防夜間業務手当は、夜間に通信業務、受付業務等に従事した消防吏員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき300円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(保育手当)</p> <p>第28条 保育手当は、保育園に勤務する保育士である職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(外務手当)</p> <p>第29条 外務手当は、調査その他のために外勤した職員（管理職手当の支給を受ける職員及び消防吏員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額340円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(災害復旧業務手当)</p> <p>第30条 災害復旧業務手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 災害対策本部の要請に基づいて災害の復旧業務に従事した職員</p> <p>(2) 正規の勤務時間以外の時間に水火災その他の事故等の復旧業務に従事した職員</p> <p>2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(年末年始勤務手当)</p> <p>第31条 年末年始勤務手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）に正規の勤務又は時間外若しくは休</p>
---	---

<p>日の勤務をした職員（次号及び第3号に規定する職員を除く。）</p> <p>(2) 年末年始に宿直又は日直勤務をした職員（次号に規定する職員を除く。）</p> <p>(3) 年末年始に常直勤務をした職員</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 日額7,900円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 勤務1回につき2,500円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 日額1,300円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>（産業医手当）</p> <p>第32条 産業医手当は、産業医として勤務した医師である職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき2,000円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>（手当の計算期間）</p> <p>第33条 手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。（重複支給の禁止）</p> <p>第34条 し尿処理作業手当、美化清掃業務手当又は廃棄物等処理作業手当を受ける職員には、清掃勤務手当は支給しない。</p> <p>（手当の支給日）</p> <p>第35条 手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>（委任）</p> <p>第36条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p>		<p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日前に支給事由の生じた手当の支給については、なお従前の例による。 (奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>3 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第26条及び第27条を次のように改める。</p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第26条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給の方法は、別に定める。</p> <p>第27条 削除</p> <p>（平成18年3月31日掲示済）</p> <hr/> <p>奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成18年3月31日</p> <p>奈良市長 藤原昭</p> <p><b>奈良市条例第18号</b></p> <p>奈良市手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第79項中「及び航空機」を「並びに航空機及び船舶」に改め、「又は航空機」の次に「若しくは船舶」を加え、同表第98項中「18,000円」を「19,800円」に改め、同表第99項中「11,000円」を「12,100円」に改め、同表第103項から第106項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表第137の2項から第137の6項までを次のように改める。</p>	
137の2	動物取扱業登録申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき15,000円（同一の事業所において同時に複数の業種の登録を受けようとする場合は、15,000円に当該2以上の種別の数ごとに10,000円を乗じて得た額を加えた額）
137の3	動物取扱業登録更新申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき15,000円（同一の事業所において同時に複数の業種の登録の更新を受けようとする場合は、15,000円に当該2以上の種別の数ごとに10,000円を乗じて得た額を加えた額）
137の4	特定動物飼養・保管許可申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき15,000円
137の5	特定動物飼養・保管変更許可申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1件につき10,000円
137の6	動物取扱業登録証再交付手数料	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく動物取扱業登録証の再交付	1件につき2,000円

別表137の6項の次に次のように加える。

137 の7	特定動物飼養・ 保管許可証再交 付手数料	動物の愛護及び管理に関する法律施行規 則第15条第6項の規定に基づく特定動物 飼養・保管許可証の再交付	1件につき 2,000円
-----------	----------------------------	---	-----------------

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第103項から第106項までの改正規定 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）の施行の日

(2) 別表第137の2項から第137の6項までの改正規定及び同表第137の6項の次に次のように加える改正規定  
平成18年6月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第98項及び第99項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

## 奈良市条例第19号

奈良市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する本市の介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数その他審査会について必要な事項を定めるものとする。

(審査会の委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、30人以内とする。

(委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 審査会は、この条例の施行前においても、審査判定業務その他の必要な行為を行うことができる。

(奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

介護給付費等の支給に 関する審査会の委員	日 額	15,000円
-------------------------	-----	---------

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

## 奈良市条例第20号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

3 前項の利用料の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に事業に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは当該現に事業に要した費用の額。以下同じ。）とする。

第9条第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所（知的障害者に係るものに限る。）に関すること。

第11条第1号中「支援費」を「知的障害者福祉法の規定による支援費又は障害者自立支援法の規定による介護給付費等」に改める。

第12条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第9条第2号の事業 障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市総合福祉センター条例第8条第3項及び第12条第2項の規定は、平成18年4月1日以後の利用に係る利用料及び利用料金について適用する。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

## 奈良市条例第21号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改

正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第12項」を「第6条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日掲示済）

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第22号

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

（1）療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者

第2条第2項第4号及び同条第3項並びに第3条第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

3 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法律」を「法律又は条例」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正）

5 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「（1歳に満たない者（月の初日以外の日に1歳に達するときは、その達する日の属す

る月の末日まで1歳に満たない者とみなす。）を除く。」を削る。

（奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 前項の規定による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（平成18年3月31日掲示済）

奈良市シルクロード博記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第23号

奈良市シルクロード博記念館条例の一部を改正する条例

奈良市シルクロード博記念館条例（昭和63年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日掲示済）

なら奈良館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第24号

なら奈良館条例の一部を改正する条例

なら奈良館条例（平成12年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

（2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月31日掲示済）

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第25号

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一

部を次のように改正する。

別表第1中

大人	1回につき	600円	」を
大人	一般	1回につき	600円

  

大人	高齢者・障がい者	1回につき	400円	」に
----	----------	-------	------	----

改め、同表備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「高齢者・障がい者」とは次に掲げる者をいい、「一般」とは大人のうち高齢者・障がい者以外の者をいう。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2備考1を次のように改める。

1 「その他」とは次に掲げる者をいい、「一般」とは「その他」及び4歳未満の者以外の者をいう。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者

(2) 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(3) 4歳以上12歳未満の者

別表第2備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

#### 奈良市条例第26号

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例(昭和40年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「使用者で」の次に「、当該区域において下水の処理を開始した日から3年以内に」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する期間を超える場合においても、その期間を超えることについて相当の理由があると市長が認めるとときは、助成金を交付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市水洗便所設備費助成に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される助成金の交付について適用し、同日前に申請された助成金の交付については、なお従前の例による。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

#### 奈良市条例第27号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の2号を加える。

(16) 神経内科

(17) リハビリテーション科

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

(外来患者の休診日、診療受付時間等)

第4条の2 外来患者(救急患者を除く。以下同じ。)の休診日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) 指定管理者が市長の承認を得て定める診療科にあっては、土曜日

2 外来患者の診療の受付時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 月曜日から金曜日まで

ア 午前8時30分から午前11時30分まで

イ アに掲げる時間のほか、指定管理者が定める診療科にあっては、午後1時30分から午後4時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から午前11時30分まで

3 外来患者の診療の開始時間は、午前については9時、午後については2時とする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、診療を行う日であっても休診日とし、休診日であっても診療を行い、又は診療の受付時間若しくは開始時間を変更することができる。

第10条第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は公布の日から、第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に1条を加える改正規定は平成18年7

月1日から施行する。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市条例第28号****奈良市介護保険条例の一部を改正する条例**

奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(保険料率)

第4条 平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 19,800円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 19,800円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 30,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 44,100円

(5) 次のいずれかに該当する者

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。) 55,100円

(6) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。) 66,100円

(7) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) 77,200円

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 88,200円

第6条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第4号ロ」を「若しくは第4号

ロ又は第4条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ」に、「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に、「第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号」を「第39条第1項第1号、第2号、第3号若しくは第4号又は第4条第5号、第6号若しくは第7号」に改める。

第11条中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

第15条中「第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加える。

附則第4条を次のように改める。

第4条 賦課期日において編入前の月ヶ瀬村の区域内に住所を有する第1号被保険者(法第13条の規定により当該区域内に住所を有していたと認められる者を含む。)に係る平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度においては、同表の右欄に定める額とする。

区分	年度	保険料率
第4条第1号に掲げる者	平成18年度	13,600円
	平成19年度	16,400円
	平成20年度	19,300円
第4条第2号に掲げる者	平成18年度	13,600円
	平成19年度	16,400円
	平成20年度	19,300円
第4条第3号に掲げる者	平成18年度	21,200円
	平成19年度	25,600円
	平成20年度	30,000円
第4条第4号に掲げる者	平成18年度	30,200円
	平成19年度	36,600円
	平成20年度	42,900円
第4条第5号に掲げる者	平成18年度	37,800円
	平成19年度	45,700円
	平成20年度	53,600円
第4条第6号に掲げる者	平成18年度	45,300円
	平成19年度	54,800円
	平成20年度	64,300円
第4条第7号に掲げる者	平成18年度	52,900円
	平成19年度	64,000円
	平成20年度	75,100円
第4条第8号に掲げる者	平成18年度	60,400円
	平成19年度	73,100円
	平成20年度	85,800円

2 賦課期日において編入前の都祁村の区域内に住所を有する第1号被保険者(法第13条の規定により当該区域内に住所を有していたと認められる者を含む。)に係る平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる年度においては、同表の右欄に定める額とする。

区分	年度	保険料率
第4条第1号に掲げる者	平成18年度	17,100円
	平成19年度	18,400円
	平成20年度	19,600円

第4条第2号に掲げる者	平成18年度	17,100円
	平成19年度	18,400円
	平成20年度	19,600円
第4条第3号に掲げる者	平成18年度	26,500円
	平成19年度	28,700円
	平成20年度	30,400円
第4条第4号に掲げる者	平成18年度	37,900円
	平成19年度	41,000円
	平成20年度	43,500円
第4条第5号に掲げる者	平成18年度	47,400円
	平成19年度	51,200円
	平成20年度	54,400円
第4条第6号に掲げる者	平成18年度	56,800円
	平成19年度	61,500円
	平成20年度	65,200円
第4条第7号に掲げる者	平成18年度	66,300円
	平成19年度	71,700円
	平成20年度	76,100円
第4条第8号に掲げる者	平成18年度	75,800円
	平成19年度	82,000円
	平成20年度	87,000円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)
- 2 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項各号のいずれかに該当する第1号被保険者（附則第4項から第7項までの規定の適用を受ける者を除く。次項において同じ。）の平成18年度の保険料率は、この条例による改正後の奈良市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号又は第2号に該当するもの 27,900円
  - (2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 35,300円
  - (3) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号又は第2号に該当するもの 31,500円

- て「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号又は第2号に該当するもの 31,500円
- (4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 38,900円
  - (5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 47,800円
  - 3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - (1) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号又は第2号に該当するもの 36,000円
    - (2) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 39,700円
    - (3) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号又は第2号に該当するもの 43,300円
    - (4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 47,000円
    - (5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 51,400円
    - 4 賦課期日において編入前の月ヶ瀬村の区域内に住所を有する第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定により当該区域内に住所を有していたと認められる者を含む。次項において同じ。）で、平成

<p>18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当するものの平成18年度の保険料率は、新条例附則第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 附則第2項第1号に掲げる者 19,100円  (2) 附則第2項第2号に掲げる者 24,200円  (3) 附則第2項第3号に掲げる者 21,700円  (4) 附則第2項第4号に掲げる者 26,700円  (5) 附則第2項第5号に掲げる者 32,700円</p>	<p>平成18年3月31日 奈良市長 藤原昭 <b>奈良市条例第29号</b> 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例 奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「総務部、財務部」を「市長公室、総務部」に改め、同条第2号中「経済部」を「文化経済部」に改め、同条第4号中「環境防災委員会」を「企画環境委員会」に改める。</p>
<p>5 税課期日において編入前の月ヶ瀬村の区域内に住所を有する第1号被保険者で、平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当するものの平成19年度の保険料率は、新条例附則第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 附則第3項第1号に掲げる者 29,900円  (2) 附則第3項第2号に掲げる者 32,900円  (3) 附則第3項第3号に掲げる者 35,900円  (4) 附則第3項第4号に掲げる者 39,000円  (5) 附則第3項第5号に掲げる者 42,600円</p>	<p><b>附 則</b> (施行期日) 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の奈良市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により設置された常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選された者とみなし、その委員の任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年8月21日までとする。 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項は、新条例の規定により設置された常任委員会の所管事務調査事項とみなす。 (平成18年3月31日掲示済)</p>
<p>6 税課期日において編入前の都祁村の区域内に住所を有する第1号被保険者（介護保険法第13条の規定により当該区域内に住所を有していたと認められる者を含む。次項において同じ。）で、平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当するものの平成18年度の保険料率は、新条例附則第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 附則第2項第1号に掲げる者 24,000円  (2) 附則第2項第2号に掲げる者 30,300円  (3) 附則第2項第3号に掲げる者 27,200円  (4) 附則第2項第4号に掲げる者 33,500円  (5) 附則第2項第5号に掲げる者 41,000円</p>	<p>奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年3月31日 奈良市長 藤原昭</p>
<p>7 税課期日において編入前の都祁村の区域内に住所を有する第1号被保険者で、平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項各号のいずれかに該当するものの平成19年度の保険料率は、新条例附則第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 附則第3項第1号に掲げる者 33,500円  (2) 附則第3項第2号に掲げる者 36,900円  (3) 附則第3項第3号に掲げる者 40,300円  (4) 附則第3項第4号に掲げる者 43,700円  (5) 附則第3項第5号に掲げる者 47,800円 (罰則に関する経過措置)</p>	<p><b>奈良市条例第30号</b> 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「旅行したとき」の次に「（議会の定期会若しくは臨時会の会議又は議会の常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の会議に出席するため旅行したときを除く。）」を加え、「、次条の規定により費用弁償を受けるときを除き」を削る。</p>
<p>8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第3条の2を削る。 附則第6項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。</p>
<p>奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p>	<p><b>附 則</b> (施行期日) 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発す</p>

る旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、  
なお従前の例による。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

### 奈良市条例第31号

#### 奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「19万8千円」を「18万9千円」に改める。

第17条第2項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第1号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額）を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第67条第9項中「本項」を「この項」に改め、「第6項まで」の次に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第10項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「並びに法第349条の3第11項」を加える。

附則第5条第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第10条の2第4項を削り、同条第5項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第16条第8項」を「附則第16条第7項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第23項」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかつた理由

附則第10条の3第1項中「(法附則第16条第6項の規定

の適用を受けようとする場合にあつては、前条第4項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第3号中「、第5項又は第6項」を「又は第5項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「附則第18条第2項」を「附則第18条第7項」に、「附則第19条の4第2項」を「附則第19条の4第5項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「附則第17条第6号イ」を「附則第17条第8号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 住宅用地 法附則第17条第3号

(4) 商業地等 法附則第17条第4号

附則第11条の2の見出し中「平成16年度又は平成17年度」を「平成19年度又は平成20年度」に改め、同条第1項中「平成16年度分又は平成17年度分」を「平成19年度分又は平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地又は平成16年度類似適用土地」を「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条及び附則第12条の2を次のように改める。

第12条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資

産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。 附則第12条の3を削る。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。
4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。	附則第15条及び第16条を次のように改める。 第15条 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農

地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。

#### 第16条 削除

附則第18条中「、第12条の2」を削り、「同条第1項」を「附則第14条第1項」に改める。

附則第19条第1項中「附則第12条第1項」を「附則第12条」に、「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に改め、「又は第2項」を削り、同項を同条第5項とする。

附則第29条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条を次のように改める。

第29条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準

となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額

にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。附則第29条の2を次のように改める。

第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

附則第29条の3を削る。

附則第30条の見出し中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度」を「平成18年度から平成20年度」に改め、「課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加え、「本条」を「この条」に改める。

附則第32条を次のように改める。

第32条 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の

8 を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

附則第32条の2を削る。

附則第34条を次のように改める。

第34条 附則第29条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第29条第1項、第4項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第29条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第29条第2項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第29条第4項、第5項及び第6項の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第30条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第30条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第30条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則

第31条及び第32条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第32条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第5項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第32条第4項の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に規定するところによる。

附則第35条中「附則第15条第3項、第39項」を「附則第15条第2項、第35項、第41項」に、「第49項、第51項、第52項、第55項から第57項」を「第47項、第48項、第51項から第53項」に、「第59項」を「第55項」に、「「若しくは」を、「若しくは」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第14条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第17条第2項の規定は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成14年4月1日から平成18年3月31までの間に新築された地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第13条第31項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第16条第6項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、この条例による改正前の奈良市税条例（以下「旧条例」という。）附則第10条の2第4項の規定の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成11年1月2日から平成18年3月31までの間に取得された改正法附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第39項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、旧条例附則第35条の規定の例による。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市立診療所諸料金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

#### 奈良市条例第32号

奈良市立診療所諸料金条例等の一部を改正する条例

(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正)

第1条 奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5号」を「第4号」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に改め、同項第2号を削り、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(奈良市総合医療検査センター条例の一部改正)

第2条 奈良市総合医療検査センター条例（平成7年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額（この告示により算定できない場合にあっては、市長が定める額とする。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第3条 市立奈良病院使用料及び手数料条例（平成16年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5号」を「第4号」に、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「（平成6年厚生省告示第237号）」を「（平成18年厚生労働省告示第99号）」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中

入院特定療養費	老人	1日につき	1,460円
	その他	1日につき	1,743円

を

入院特定療養費	1日につき	1,460円
---------	-------	--------

に

改め、同表備考第1項を次のように改める。

1 入院特定療養費は、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）別表第2に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。

別表第1備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(奈良市立診療所諸料金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市立診療所諸料金条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の診療に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(奈良市総合医療検査センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の奈良市総合医療検査センター条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(市立奈良病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の市立奈良病院使用料及び手数料条例第2条第1項及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料について適用し、同日前の診療等に係る使用料については、なお従前の例による。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第33号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第19項中「第13項」を「第15項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第18項中「第15項」を「第17項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第17項中「第15項」を「第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則中第16項を第18項とし、第9項から第15項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第3項の見出しを「(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)」に改め、同項中「所得について同條第4項」を「所得(以下「公的年金等所得」という。)」に

ついて同條第4項」に改め、「に限る。」の次に「以下「特定公的年金等控除額」という。」を加え、同項の次に次の2項を加える。

(平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 4 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第16条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同條第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同條第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとし、」と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

(平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 5 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第10条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同條第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した額)」と、「同條第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例附則第3項から第5項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原昭

奈良市条例第34号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

## る条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,000円」を「8,800円」に改め、同条第3項中「450円」を「433円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「104,970円」を「104,590円」に改め、同項第2号中「56,950円」を「56,710円」に改め、同項第3号中「52,490円」を「52,300円」に改め、同項第4号中「28,480円」を「28,360円」に改める。

別表第1中「12,470」を「12,400」に、「13,340」を「13,300」に、「10,740」を「10,600」に、「11,600」を「11,500」に、「9,000」を「8,800」に、「9,870」を「9,700」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## (適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、平成18年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下同じ。）並びに平成18年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

（平成18年3月31日掲示済）